7）車両運行計画

(1) 搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとします。

受付時間：8 時 30 分から 16 時 30 分

受 付 日：月曜日から金曜日

※土曜日は、市町の状況に応じて開場

※祝日の場合、開場する

※年始（1/1～1/3）を除く

(2) 搬入・搬出車両台数

計画処理量が最も多くなる令和 15 年度時点で、計画施設に搬入・搬出するごみ収集車両、自己搬入車両等は、併せて 330 台/日程度と想定しています。

(3) 主な搬出入道路

ごみ収集車両等の搬出入道路は、図 2-3 に示すとおりです。

上尾市側からの主な搬入道路は、県道上尾環状線、国道 17 号、県道上尾蓮田線などを経て、さいたま菖蒲線、計画中の都市計画道路上尾伊奈線となります。また、国道 17 号から市道はなみずき通りを通る経路についても主な搬入道路となり、ごみ収集車両等は、対象事業実施区域の南側から進入します。なお、自己搬入車両出口は、都市計画道路上尾伊奈線を想定していますが、ごみ収集車両等出口については、対象事業実施区域の北側のさいたま菖蒲線を想定しています。

伊奈町側からは県道上尾久喜線、県道さいたま菖蒲線、県道蓮田鴻巣線などを経て、町道 15 号線、都市計画道路上尾伊奈線が主な搬出入道路となります。

(4) ごみ収集車両等による負荷の軽減

ごみ収集車両等による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討します。具体的な対策内容は、今後確定する予定です。

・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。

・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。

・ごみ収集車両等の走行距離、搬入回数の削減に向け、効率的なごみ収集体制を検討する。

8）工事計画

本事業の工事は、表 2-4 に示すとおり、造成工事、施設建設のための土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定しており、工事期間は令和 10 年度から令和 14 年度の 5 年間を予定しています。

また、資材運搬等の車両の搬出入道路は、図2-4に示すとおりです。

上尾市側からは、県道上尾環状線、国道17号、県道上尾蓮田線などを経て、県道さいたま菖蒲線が主な搬出入道路となります。また、国道17号から市道はなみずき通りを通る経路についても主な搬出入道路となります。

一方、伊奈町側からは県道上尾久喜線などを経て、県道さいたま菖蒲線が主な搬出入道路となります。

このように、工事中の資材運搬等の車両は、対象事業実施区域の北側からの出入りとなります。

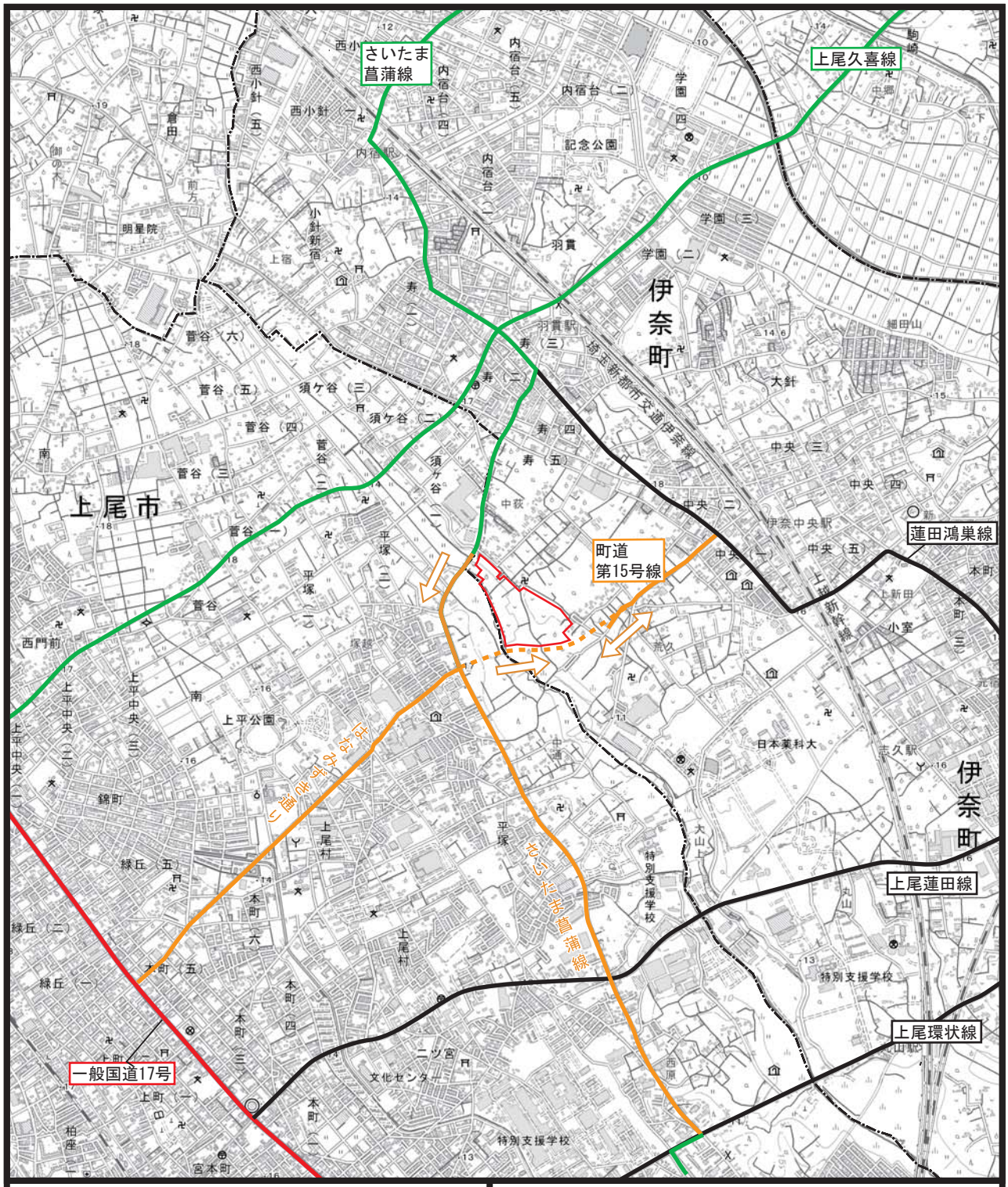

凡例

：対象事業実施区域

：主な搬出入道路
（破線部分は計画道路を示す。）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道

N

S＝1:25,000

0　250　500　1000m

図2-3　主な搬出入道路

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

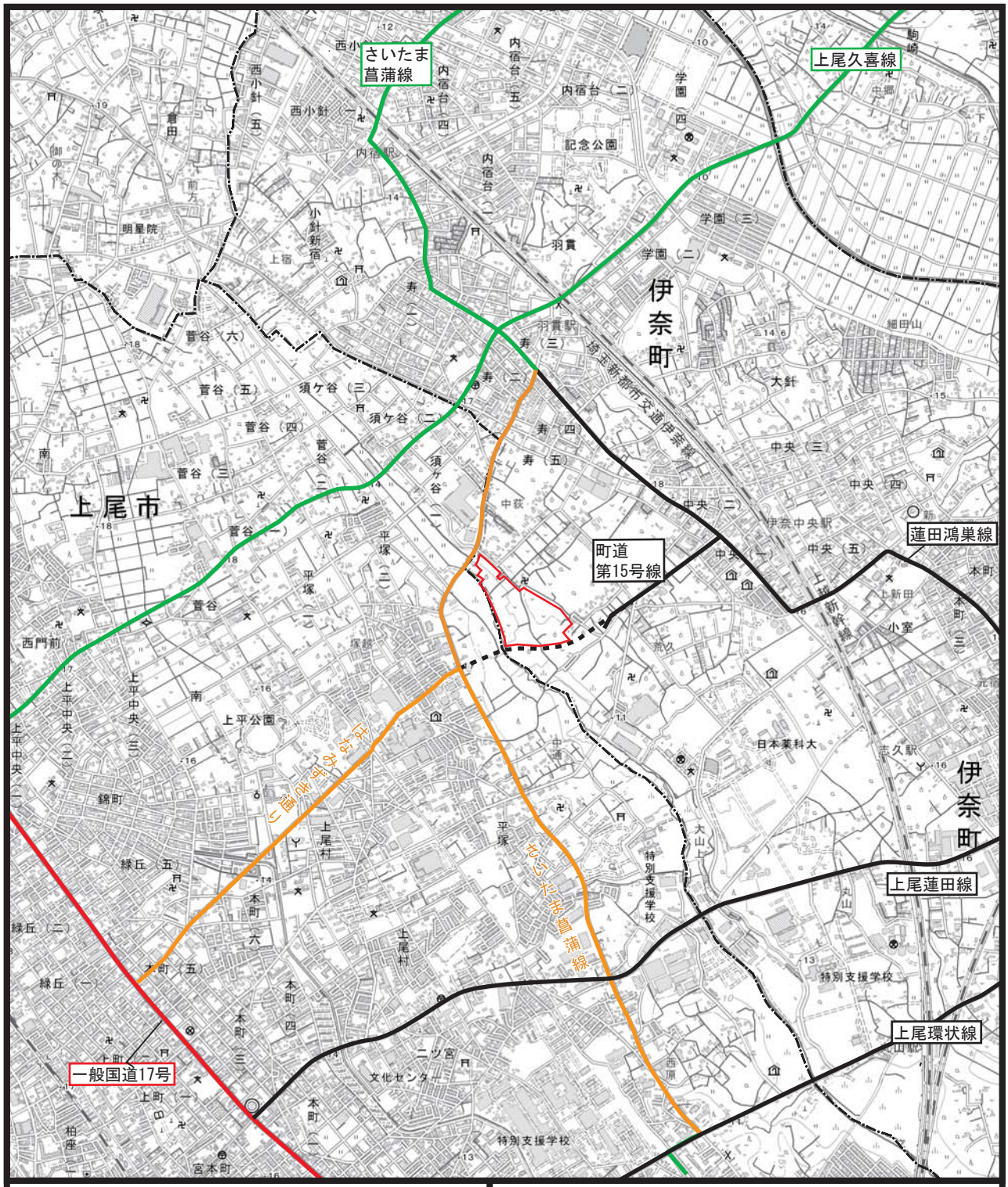

凡例

：対象事業実施区域

：主な搬出入道路
（破線部分は計画道路を示す。）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道

N

S＝1:25,000

0　250　500　1000m

図2-4　資材運搬等の車両の主な搬出入道路

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

第３章　地域特性の把握

１．社会的状況

1）土地利用

対象事業実施区域は、市街化調整区域に指定されています。

2）河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用

対象事業実施区域の西側に隣接して流れる原市沼川においては、利水等はみられず、漁業権は設定されていません。

3）交通

対象事業実施区域の北側に面して県道さいたま菖蒲線が南北に延びています。

県道さいたま菖蒲線は北側で県道蓮田鴻巣線及び県道上尾久喜線に接続し、対象事業実施区域の南側では都市計画道路上尾伊奈線（計画中）と交差し、その後、県道上尾蓮田線及び県道上尾環状線に接続しています。

県道さいたま菖蒲線の昼間 12 時間交通量は、上尾市原市で 10,264 台、上尾市平塚で 10,905 台となっています。

4）環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域周辺には、幼稚園、認定こども園が 9 施設、小学校、中学校が 18 校、高等学校が 4 校、保育所・保育園が 21 施設、病院・診療所が 9 施設、図書館 4 施設、特別養護老人ホームが 5 施設位置しています。

なお、これらの施設は対象事業実施区域に隣接して存在していません。

5）下水道の整備

上尾市における公共下水道普及率は 85.1%となっています。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における公共下水道普及率は 77.4%です。

なお、対象事業実施区域は下水道の整備はされていない地域に位置しています。

6）環境の保全を目的とする法律、条例等による指定の状況

(1) 大気質

計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用されます。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

また、埼玉県では、廃棄物焼却炉から排出される排ガスについて、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」基づく指導基準や埼玉県生活環境保全条例による排出基準及び「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」に基づく塩化水素に係る上乗せ基準が定められています。

(2) 騒音

騒音に係る環境基準について、対象事業実施区域はＢ類型に指定されています。

また、騒音規制法による特定工場等において発生する騒音の規制基準について、対象事業実施区域は第 2 種区域に指定されています。

(3) 振動

振動規制法による特定工場等において発生する振動の規制基準について、対象事業実施区域は第 1 種区域に指定されています。

(4) 悪臭

悪臭防止法による規制について、上尾市には特定悪臭物質濃度による規制基準、対象事業実施区域が位置する伊奈町には臭気指数による規制基準がそれぞれ適用されます。

(5) 水質

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、特定施設を設置して、公共用水域に排出水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めています。

計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズド、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとする計画です。下水道へ放流する場合には下水道排除基準が適用されます。

(6) 土壌

土壌には、土壌汚染に係る環境基準及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

また、土壌汚染対策法に基づき、土地の形質変更に着手する 30 日前までに、その旨を報告する必要があります。

(7) 地盤沈下

対象事業実施区域は、埼玉県生活環境保全条例に基づく第一種指定地域に該当し、例外（家庭用や農業用の一部及び法令の規制対象等）を除いて地下水を利用する全ての用途が対象となり、許可や届け出が必要となります。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、対象事業実施区域及びその周辺は、指定猟具使用禁止区域(銃)に指定されています。

2．自然的状況

1）大気質

＜調査の概要＞

地上気象の状況として、対象事業実施区域最寄りの上尾市消防本部東消防署における風向・風速を示します。また、大気質に係る状況については、対象事業実施区域に近い大気測定局における測定結果を中心にとりまとめました。

(1) 地上気象

令和 5 年における風配図は図 3-1 に示すとおりであり、北北西と南の風がほぼ同じ割合（16.6%、16.7%）で出現しており、平均風速は 2.0m/s となっていました。

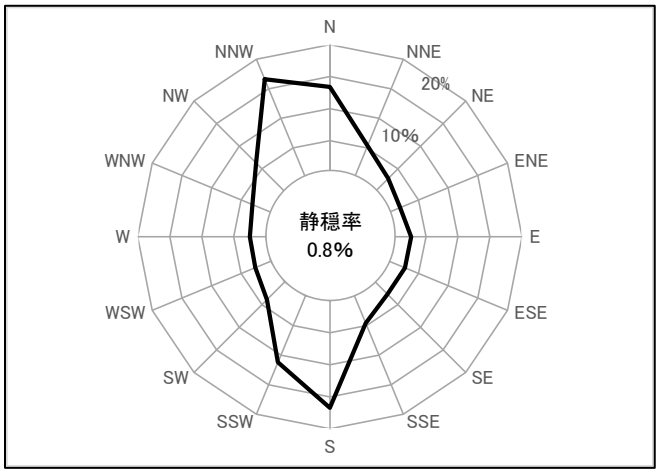

注：風速 0.3m/s 未満を静穏として集計した。

図 3-1　風向・風速調査結果（上尾市消防本部東消防署）

(2) 大気質(一般局)

二酸化窒素（NO_2）、二酸化硫黄（SO_2）、微小粒子状物質（PM2.5）及びダイオキシン類については、いずれの測定局においても環境基準を達成していました。また、浮遊粒子状物質（SPM）について、長期的評価ではいずれの測定局においても環境基準を達成していましたが、短期的評価では上尾局でこれを達成していませんでした。水銀については、すべての測定局において指針値を満足していました。非メタン炭化水素（NMHC）については、鴻巣局は指針値を満足していますが、その他の測定局で指針値を満足していませんでした。

表 3-1（1/7）　二酸化窒素（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準 達成:○ 非達成:×
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
上尾	364	8,630	0.009	0.052	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
蓮田	364	8,636	0.010	0.057	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
さいたま市宮原	365	8,683	0.011	0.056	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
久喜	338	8,041	0.009	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
鴻巣	363	8,623	0.009	0.049	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
さいたま市役所	364	8,685	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
さいたま市大宮	365	8,685	0.010	0.063	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
川越市川越	363	8,677	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○

注：環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評　　価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(2/7)　二酸化硫黄（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準	
										長期的評価	短期的評価
										達成：○ 非達成：×	
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)		
鴻巣	362	8,615	0.001	0	0	0.004	0.001	無	0	○	○
さいたま市役所	364	8,682	0.002	0	0	0.009	0.002	無	0	○	○
さいたま市大宮	364	8,678	0.001未満	0	0	0.009	0.001	無	0	○	○
川越市川越	363	8,676	0.001	0	0	0.007	0.002	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
長期的評価：1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、１日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」
短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(3/7)　浮遊粒子状物質（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準	
												長期的評価	短期的評価
												達成：○ 非達成：×	
	(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有・無)	(日)		
上尾	357	8,567	0.013	1	0.0	0	0.0	0.346	0.031	無	0	○	×
蓮田	353	8,473	0.016	0	0.0	0	0.0	0.110	0.034	無	0	○	○
さいたま市宮原	361	8,702	0.014	0	0.0	0	0.0	0.147	0.033	無	0	○	○
久喜	320	7,709	0.014	0	0.0	0	0.0	0.116	0.031	無	0	○	○
鴻巣	354	8,492	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.029	無	0	○	○
さいたま市役所	344	8,405	0.014	0	0.0	0	0.0	0.100	0.029	無	0	○	○
さいたま市大宮	363	8,714	0.013	0	0.0	0	0.0	0.095	0.029	無	0	○	○
川越市川越	361	8,689	0.013	0	0.0	0	0.0	0.055	0.027	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。
長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m3を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。
短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(4/7)　微小粒子状物質（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	日平均値の年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準	
						長期基準	短期基準
						達成：○ 非達成：×	
	(日)	(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)		
上尾	357	10.5	21.3	0	0.0	○	○
蓮田	353	11.6	23.1	0	0.0	○	○
さいたま市宮原	347	9.5	22.1	1	0.3	○	○
久喜	321	9.6	20.8	0	0.0	○	○
鴻巣	354	9.8	20.6	0	0.0	○	○
さいたま市役所	344	10.0	19.7	0	0.0	○	○
さいたま市大宮	345	8.4	19.0	0	0.0	○	○
川越市川越	353	8.5	18.5	0	0.0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、１日平均値が35μg/m3以下であること。
長期的評価：1年平均値が15μg/m3以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、１日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。
短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が35μg/m3以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(5/7)　非メタン炭化水素（令和 4 年度）

測定局名	測定時間数	年平均値	6～9時の測定日数	6～9時における年平均値	6～9時の3時間平均値の最高値	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		指針との比較
										達成:○ 非達成:×
	(時間)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
さいたま市宮原	8,688	0.12	365	0.13	0.66	60	16.4	11	3.0	×
鴻巣	8,632	0.10	365	0.10	0.30	18	4.9	0	0.0	○
さいたま市役所	8,681	0.15	365	0.16	0.73	81	22.2	17	4.7	×
川越市川越	8,664	0.14	365	0.15	0.49	68	18.6	18	4.9	×

注：指針値は以下のとおりである。
　指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(6/7)　ダイオキシン類（令和 4 年度）

単位：pg－TEQ/m³

測定局名	第１回	第２回	第３回	第４回	平均値
久喜	0.015	0.010	0.012	0.048	0.021
鴻巣	－	0.017	－	0.031	0.024
さいたま市役所	0.009	0.013	0.008	0.026	0.014
さいたま市大宮	0.007	0.010	0.009	0.026	0.013
川越市川越	0.011	0.011	0.015	0.029	0.017

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
　環境基準：1年平均値が0.6 pg-TEQ/m3以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和5年8月、埼玉県環境部）

表 3-1(7/7)　水銀及びその化合物（令和 4 年度）

単位：μg Hg/m³

測定局名	平均値	指針値
さいたま市役所	0.0018	0.04
川越市川越	0.0016	

出典：「令和４年度　有害大気汚染物質等常時監視の結果」
（令和５年８月、埼玉県環境部）

2）騒音

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の測定結果は表 3-2 に示すとおりであり、一般国道 17 号の 2 地点及び県道さいたま菖蒲線ともに、昼間、夜間ともに環境基準を超過していました。

表 3-2　道路交通騒音の状況

路線名	番号	測定地点の住所	環境基準類型	車線数	等価騒音レベル(dB)				環境基準適合状況
					昼間	環境基準達成	夜間	環境基準達成	
一般国道 17 号	①	上尾市 上町 2－14－19	B	4	71	×	72	×	×
一般国道 17 号	②	桶川市北 1-25-23	C	4	71	×	71	×	×
県道さいたま菖蒲線	③	上尾市 原市 4169-3	B	4	71	×	68	×	×

注：1. いずれの地点も「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）が適用される。

2.「環境基準達成」欄の「○」は、環境基準を達成していること、「×」は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和 4 年度　自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和 6 年 4 月　埼玉県環境部）

3）振動

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定結果は表 3-3 に示すとおりであり、全ての地点で昼間、夜間ともに要請限度を達成していました。

表 3-3　道路交通振動の状況

路線名	番号	測定地点の住所	区域区分	車線数	時間区分	振動レベル(dB)	要請限度達成
一般国道 17 号	①	上尾市 上町 2－14－19	第 1 種区域	4	昼間	54	○
					夜間	56	○
一般国道 17 号	②	桶川市 北 1-25-23	第 2 種区域	4	昼間	56	○
					夜間	56	○
県道 さいたま菖蒲線	③	上尾市 原市 4169	第 1 種区域	4	昼間	48	○
					夜間	41	○

注：1. 要請限度は第 1 種区域（昼間 65dB、夜間 60dB）、第 2 種区域（昼間 70dB、夜間 65dB）が適用される。

2.「要請限度達成」欄の「○」は、要請限度を達成していることを示す。

出典：「令和 4 年度　自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和 6 年 4 月　埼玉県環境部）

4）悪臭

対象事業実施区域周辺では、悪臭の測定は行われていません。

5）水象、水質

対象事業実施区域の西側に隣接して原市沼川が流れており、約 5km 下流の上尾市東部、蓮田市との境において綾瀬川に合流しています。

令和 4 年度に実施された水質調査結果によると、環境基準が適用されている綾瀬川では環境基準（C類型）を満足しています。

6）地下水

対象事業実施区域周辺では、令和 4 年度の調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が上尾市平塚で 24mg/L、上尾市本町で 15mg/L、伊奈町大針で 26mg/L と環境基準（10mg/L）を超過していました（いずれも継続監視調査の対象となっている地点）。

7）土壌、地盤沈下

対象事業実施区域周辺には、多湿黒ボク土壌（西大久保統）、黒ボク土壌（胄山統）が広く分布しており、一部に黒ボク土壌（桶川統）が分布しています。

土壌汚染の状況について、上尾市には土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定区域がありますが、対象事業実施区域周辺に指定区域はありません。

一方、地盤沈下については、上尾市で 9 地点、伊奈町 1 地点で変動の観測が行われています。上尾市では 1 地点で上昇が、8 地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-1.5 ㎜となっています。伊奈町では 1 地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-0.6 ㎜となっています。

8）地形・地質

(1) 地形・地質

対象事業実施区域周辺の地形は、谷底平野、または火山灰台地となっています。

また、表層地質は、未固結堆積物の砂泥堆積物及び火山性岩石のロームからなっています。

(2) 活断層

対象事業実施区域周辺には、綾瀬川断層が存在します。

「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日）＜都道府県別＞」（地震調査研究推進本部事務局）によると、30 年以内の地震発生確率は鴻巣-伊奈区間では「ほぼ 0%」ですが、伊奈-川口区間では「不明」となっています。

9）動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

埼玉県内における重要な動物種について、ハツカネズミなどの哺乳類 24 種、オオタカなどの鳥類 121 種、両生類・爬虫類 22 種、昆虫類 254 種、魚類 23 種、甲殻類、陸・淡水産貝類等 23 種が確認されています。

(2) 植物

対象事業実施区域周辺は耕作地植生が広がり、対象事業実施区域の北側、東側については広く全体的に耕作地植生となっています。対象事業実施区域の南西側の耕作地植生の奥には市街地が広がっています。樹林は少なく、緑の住宅地やアカマツ群落、工場地帯、クヌギーコナラ群集、ケヤキーシラカシ群落等がパッチ上に存在しています。

対象事業実施区域は、果樹園、畑雑草群落及び水田雑草群落に区分されています。

なお、埼玉県内における重要な植物種について、61 科 130 種の生育が確認されています。

(3) 生態系

対象事業実施区域周辺において、草地、耕作地、市街地では生産者として、スギナ、スイバ、ツユクサ、チガヤ、ススキ等の植物、一次消費者として、ハタネズミ等の哺乳類、ショウリョウバッタ、コバネイナゴ、ベニシジミ等の昆虫類、中位消費者として、アズマモグラ、アブラコウモリ等の哺乳類、スズメ、カワラヒワ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル、シマヘビ等の両生類・爬虫類、オオカマキリ等の昆虫類、上位消費者として、イタチ属等の哺乳類、ツミ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられます。

樹林地では生産者としてクヌギ、コナラ、アカマツ、ケヤキ、アオキ、ベニシダ等の植物、一次消費者としてアカネズミ等の哺乳類、カブトムシ、ノコギリクワガタ、ヒカゲチョウ等の昆虫類、中位消費者として、ホンドタヌキ等の哺乳類、コゲラ、ヤマガラ等の鳥類、ヤマカガシ等の両生類・爬虫類、モンスズメバチ等の昆虫類、上位消費者として、ホンドキツネ等の哺乳類やオオタカ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられます。

河川や水路等の水辺では、生産者としてアカメヤナギ、ガマ、ヨシ、ヒシ等の植物、一次消費者として、トビケラ類、カゲロウ類、エサキアメンボ等の昆虫類、ヌマエビ、ヒメタニシ、カワニナ等の底生動物、中位消費者として、カワセミ、キセキレイ等の鳥類、ニホンイシガメ等の両生類・爬虫類、チョウトンボ、ヘイケボタル等の昆虫類、メダカ、ドジョウ等の魚類、上位消費者としてサギ類、カワウ等の鳥類、ナマズ等の魚類が生息する水域生態系が構築されているものと考えられます。

10) 景観及び自然とのふれあいの場の状況

(1) 景観

対象事業実施区域周辺地域における景観資源として、建築物（伊奈町立北保育所、山本屋又右衛門）があげられますが、近景によるものであり、これらを見る際の方向は、対象事業実施区域の位置する方向ではありません。また、自然景観資源である山ノ神沼は対象事業実施区域の北東約 4.7 kmと遠方に位置する景観資源です。

なお、伊奈町周辺からは、高層の建物が少ないことなどから、富士山を眺望できます。

一方、対象事業実施区域周辺の眺望地点については、対象事業実施区域周辺は平らな土地が広がり、特に高い土地や建物は少なく、対象事業実施区域周辺に展望台等もないことから、周辺の田園風景等の景色や富士山を眺望できる地点としては、綾瀬川沿いや不特定多数が利用する施設等である伊奈病院や商業施設の駐車場（平面、上層階、屋上等）が考えられます。

(2) 自然とのふれあいの場

対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの場（公園）について、対象事業実施区域に近接した公園はなく、主な搬出入道路に近接または隣接した大規模な公園として、上平公園と平塚公園があげられます。上平公園は対象事業実施区域の西約 1.1 kmに位置し、主な搬出入道路である「はなみずき通り」に近接しています。また、平塚公園は対象事業実施区域の南約 0.5 kmに位置し、主な搬出入道路である「さいたま菖蒲線」に面しています。

さらに、対象事業実施区域周辺には、上尾市、伊奈町等のホームページで紹介されているウォーキングやサイクリング及びジョギングのコースがあります。

11) 文化財その他の生活環境の状況

(1) 埋蔵文化財

対象事業実施区域が位置する伊奈町には、令和 5 年 3 月末現在約 70 か所の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、そのうち、対象事業実施区域では、縄文時代や古墳時代の集落跡、貝塚が 2 か所確認されています（図 3-2 参照）。

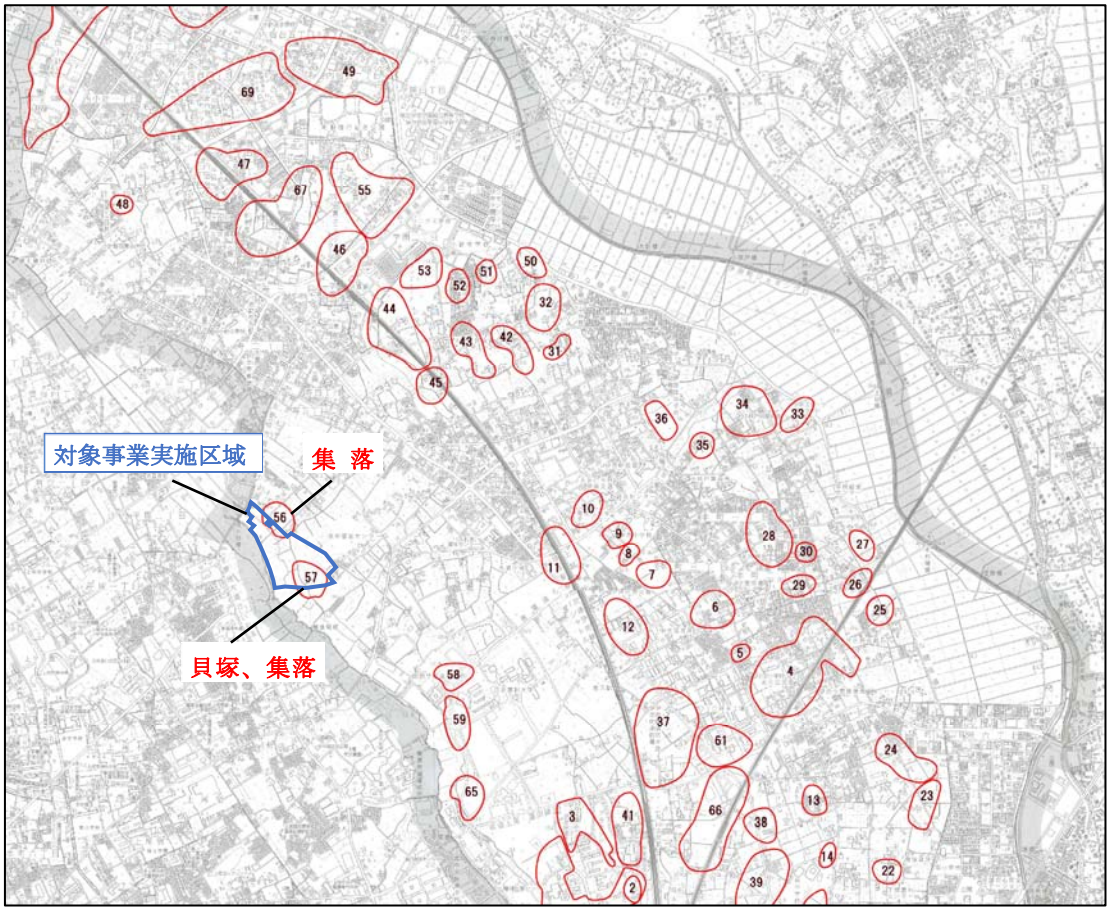

図 3-2　埋蔵文化財包蔵地の状況